

平成27年3月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 傍士和人

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償請求事件

(口頭弁論終結の日 平成27年1月16日)

判 決

当事者等の表示は、別紙当事者等目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、補助参加人川北印刷に対し、別表1の「損害額」の「合計」欄に記載された金員並びに別表1の「番号」37ないし39及び41の「損害額」欄に記載された各金員に対する同欄に対応する「支払日」の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を請求せよ。
- 2 被告は、補助参加人弘文印刷に対し、別表2の「損害額」の「合計」欄に記載された金員並びに別表2の「番号」40及び42の「損害額」欄に記載された各金員に対する同欄に対応する「支払日」の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を請求せよ。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余を被告の負担とし、補助参加人弘文印刷の補助参加によって生じた費用は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余を補助参加人弘文印刷の負担とし、補助参加人川北印刷の補助参加によって生じた費用は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余を補助参加人川北印刷の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告らの請求

- 1 被告は、補助参加人川北印刷に対し、別表1の「損害賠償金」の「合計」欄に記載された金員及び別表1の「損害賠償金」欄に記載された各金員に対する同欄に対応する「支払日」の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損

害金を請求せよ。

- 2 被告は、補助参加人弘文印刷に対し、別表2の「損害賠償金」の「合計」欄に記載された金員及び別表2の「損害賠償金」欄に記載された各金員に対する同欄に対応する「支払日」の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を請求せよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、高知県の住民である原告らが、高知県の広報誌である県政だより「さんSUN高知」（以下「本件広報誌」という。）の平成19年5月号から平成24年8月号までの印刷業務に係る入札について、談合が行われていると主張して、被告に対し、その入札の落札業者である補助参加人川北印刷及び補助参加人弘文印刷（以下、両社を併せて「補助参加人ら」という。）に対して不法行為に基づく損害金（落札額の21%相当の損害金及び各入札に係る代金支払日の翌日から上記損害金の支払済みまでの遅延損害金）の支払をするよう求める住民訴訟である。

2 前提事実（証拠等の記載のあるもの以外は争いがない事実である。）

(1) 当事者等

ア 原告らは、高知県の住民である。

イ 補助参加人らは、本店を高知県内に置く印刷業者である。楠淳一（以下「楠」という。）は、補助参加人弘文印刷の代表取締役であり、川北隆男（以下「川北」という。）及び川北恭弘は、補助参加人川北印刷の代表取締役である（弁論の全趣旨）。

ウ 有限会社西村謄写堂（以下「西村謄写堂」という。）は、高知県内に本店を置く印刷業者であり、西村啓（以下「西村」という。）はその取締役である（甲22、西村証人）。

エ 株式会社高陽堂印刷（以下「高陽堂印刷」という。）は、高知県内に本店を

置く印刷業者であり、崎田秀知（以下「崎田」という。）はその代表取締役である（弁論の全趣旨）。

オ 高知印刷株式会社（以下「高知印刷」という。）、共和印刷株式会社（以下「共和印刷」という。）、池田印刷株式会社（以下「池田印刷」という。）、株式会社美統（以下「美統」という。）、株式会社リーブル（以下「リーブル」という。）は、いずれも高知県内に本店を置く印刷業者である。

（2）本件広報誌（平成19年5月号から平成24年8月号まで）の入札金額等（甲3の1～3の42）

ア 高知県は、別表3の「番号」欄記載の1ないし42に対応する「入札日」欄記載の各日に、「入札に付したもの」欄記載の各号の本件広報誌の印刷業務に係る指名競争入札を、「予定価格」及び「入札書比較価格」欄記載の条件で、それぞれ実施した（以下、上記各入札について、別表3の「番号」を付して、「本件入札1」などという。上記各入札以外についても同様の略称をする。）（なお、入札書比較価格は、予定価格から消費税相当額を控除した価格のことである。）。

上記各入札について、補助参加人弘文印刷は「参加人弘文印刷入札金額」欄記載の金額で、補助参加人川北印刷は「参加人川北印刷入札金額」欄記載の金額で、それぞれ入札した。「参加人弘文印刷入札金額」又は「参加人川北印刷入札金額」の欄の背景が黄色である部分は、落札業者の入札金額である（以下、落札業者の入札金額を「落札金額」といい、落札金額に消費税相当額を加算した額を「法律上の落札価格」という。また、落札金額を入札した者を「落札業者」という。）。

別表3の「落札率」欄は、落札金額を入札書比較価格で除したものであり、「入札号数」は、1回の入札に付された本件広報誌の号数であり、「1号分の落札金額」は、1号当たりの落札金額である。

イ 高知県は、本件入札1ないし42について、補助参加人らのうち落札業者

である者との間で印刷業務請負契約を締結した上、その者に法律上の落札価格相当額を支払った。

ウ 本件入札37を除き、落札業者及び次点の入札業者は補助参加人らであった（本件入札37の次点の入札業者は池田印刷であった。）。また、補助参加人らと上記入札の際の池田印刷、本件入札32の際の美統を除いて、入札書比較価格を下回る入札金額で入札した印刷業者はいない。

補助参加人弘文印刷は、本件広報誌の印刷業務を落札した際、その一部を下請業者に行わせていた。その下請先は、西村謄写堂、高知印刷、共和印刷及び美統であった（楠証人2、18頁）。

補助参加人川北印刷も、同様に、本件広報誌の印刷業務を落札した際、その一部を池田印刷及びリープルに下請けさせていた（川北証人2、3頁）。

エ 西村謄写堂と前記(1)オの印刷業者は、本件の入札に参加することがあり、例えば、別表3の「備考」欄のとおり、西村謄写堂、美統、リープルの3社又はこの3社のうち2社は、本件入札10、同30、同37ないし同39、同41及び同42の7回について、同額の入札金額で入札した。

(3) 本件広報誌（平成24年9月号から平成26年10月号）の入札金額等

ア 本件広報誌平成24年9月号から同年12月号まで（甲14）

高知県は、平成24年8月1日、本件広報誌同年9月号から同年12月号の印刷業務について、指名競争入札を実施した。

第1回の入札は、補助参加人弘文印刷と西村謄写堂が1478万4000円という同一の入札金額で入札し、補助参加人川北印刷が1417万9200円で入札した結果、補助参加人川北印刷の入札金額が最低価格であったが、入札書比較価格1399万4000円を上回ったため、不落となつた。

第2回の入札は、補助参加人川北印刷以外の指名業者が辞退したため、補助参加人川北印刷のみが入札したが、入札書比較価格を上回り、第3回の入札も同様であった。

その後、高知県は、補助参加人川北印刷との間で、請負代金1395万0720円で随意契約を締結した。

イ 本件入札43ないし48（甲3の43、3の44、6、9、10の1、13）

高知県は、別表3の「番号」欄記載の43ないし48に対応する「入札日」欄記載の各日に、「入札に付したもの」欄記載の各号の本件広報誌の印刷業務に係る入札（本件入札43及び44は指名競争入札、本件入札45ないし48は一般競争入札）を、「予定価格」及び「入札書比較価格」欄記載の条件で、それぞれ実施した。

上記各入札について、補助参加人弘文印刷は、別表3の「参加人弘文印刷入札金額」欄記載の金額で、補助参加人川北印刷は、別表3の「参加人川北印刷入札金額」欄記載の金額で、それぞれ入札した（なお、「参加せず」と記載のある部分は、入札していない。）。「参加人川北印刷入札金額」欄の背景が黄色である部分は、落札金額であり、他の入札についての落札業者等は、「備考」欄記載のとおりである。

(4) 住民監査請求等

ア 原告らは、平成25年4月24日、高知県監査委員に対し、補助参加人らに対する損害賠償請求をするよう求めて住民監査請求をしたところ、同委員は、同年5月8日、この請求を却下した（甲1、2）。

イ 原告らは、平成25年5月27日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点についての当事者等の主張

(1) 原告らの主張

ア 補助参加人らが談合を行っていること

談合とは、入札に関し、特定の入札参加業者の落札を容易にするために、当該参加事業者間相互の通謀や暗黙の了解等によって成立し、実施される行為である。本件は、補助参加人川北印刷及びその下請業者と補助参加人弘文

印刷及びその下請業者が、相互間の暗黙の了解に従って入札行動等を行い、他方に落札させていたのであって、順番に落札業者を決めるシステムが関係者間において確立されていた。このことは、以下に述べるところから明らかである。

(ア) 補助参加人らは、本件入札1ないし42において、ほぼ交互に落札している。これらの入札の落札金額の合計は、補助参加人川北印刷が1億0377万4252円であり、補助参加人弘文印刷が1億0738万6303円であって、ほぼ同額である。また、落札率は95.71%から99.5%に達しており、極めて高率である。これらの事実によれば、本件広報誌の印刷業務に係る入札において、談合が行われていたことが強く推認される。

(イ) 本件広報誌の発行部数や配送先等に大きな変更はなく、ほぼ同一の条件で入札が行われていたにもかかわらず、補助参加人らは、落札するときは低額で、落札しないときには高額で入札している。これは、補助参加人らが落札する順番を決めていたことの現れである。

また、本件入札1ないし42の合計42回の入札のうち、前回の落札金額よりも高い金額で落札されたことが20回、同額での落札が4回、前回より1%以内の低い落札金額での落札されたことが16回ある。また、西村謄写堂と美統、リープルのうち2社又は3社が同額の入札金額で入札をしていることが7回あることなどからも、談合が行われていたことが推認される。

(ウ) 補助参加人らが、高知市の広報誌「あかるいまち」(以下「あかるいまち」という。)の印刷業務と重ならない時期に、本件広報誌を落札していることからも、談合が行われていたと推認される。

(エ) 補助参加人らが落札した際に下請けに使用している印刷業者は、指名業者として本件広報誌の入札に参加しているが、落札したことがない。すな

わち、これらの印刷業者は、いずれも補助参加人らから、本件広報誌の下請業務を委託される見返りとして、補助参加人らに協力していたのであって、これらの印刷業者が落札したことがないことからしても談合が行われていたと推認できる。

(オ) 予定価格が推測可能であったとしても、予定価格に接近していることは、談合が行われていたことを推認させる。本件広報誌の要求仕様書には、オフセット4色刷の指定はあるものの、印刷機の指定はない。平版オフセット印刷機、枚葉オフセット印刷機、輪転印刷機のいずれを使用してもよく、枚葉印刷機による落札を続けていたことには理由がない。

(カ) 崎田は、平成25年1月9日、補助参加人らの依頼を受けた西村から、談合に加わるよう誘いを受けた。

イ 高知県は、本件入札43の高陽堂印刷の落札金額と比較すると、本件入札1ないし42につき、各入札金額の21%に相当する損害を被ったといえる。

よって、補助参加人川北印刷は、別表1の「損害賠償金」欄記載の合計額を、補助参加人弘文印刷は、別表2の「損害賠償金」欄記載の合計額を賠償すべきである。

(2) 被告の主張

上記(1)ア(カ)の事実は認められないし、同(ア)ないし(オ)の事実を総合しても、本件広報誌の印刷業務に係る入札について、補助参加人らによる談合が行われていたと推認することはできない。

本件広報誌の印刷業務は、平成6年から継続している業務であって、予算額や予定価格も過去の発注金額等に基づいて計上されるから、落札金額が入札書比較価格に近かったとしても不自然ではない。

高陽堂印刷は、高知県が予定していなかった輪転機を持つ県外の印刷業者に下請けしたことで、安価な紙を使用したり、印刷代金自体を安くしたりすることができるため、従来の半額以下の落札金額による入札が可能になった。その

後、高知県は、高知県外の業者へ印刷業務を全部下請けさせることを認め、平成25年8月8日の入札から一般競争入札としたことから、落札金額が従来よりも安価になったものと考えられる。

なお、本件広報誌の発行部数は、平成19年5月号は33万9350部であり、平成24年12月号は33万6000部であることから明らかなように変動がある。

(3) 補助参加人弘文印刷の主張

ア 原告らの主張は、単なる推測にすぎず、補助参加人らによる談合が行われていたことを裏付ける具体的な事実はない。

(ア) 指名競争入札においては、指名業者に対して、指名通知を行う際に「仕様書」が送付される。「仕様書」では、規格、1号あたりの部数、発行日、発行者、入稿期限、印刷方法、インク、紙質、製本・梱包、発送方法等が細かく定められている。

補助参加人弘文印刷は、入札金額を算出するに際し、製版代、下請業者に印刷を依頼する印刷代、紙代、印刷した紙を裁断するための裁断費、裁断した紙を折る際の紙の折り費用、荷造り・発送費用等を算出して、入札金額を決めた。

製版代は毎回定額である。印刷費は、部数に印刷単価を乗じた額、紙代は、部数に紙のキログラム単価を乗じた額、裁断費は、裁断のための刃を下ろす回数に裁断単価を乗じた額、折り費用は、折り単価に折り回数を乗じた額として算出していた。印刷単価は、毎回印刷方法がオフセット4色刷であったから定額であり、裁断単価、折り単価も定額であったし、紙の費用は紙の相場の変動幅は比較的少ない。その他の費用も大きな変動はない。

このような方法で算出すると、上記「仕様書」に記載された印刷方法等が変わらない限り、毎回の入札金額が同額又は近接した金額になるのは当然である。

然であって、現に、原告らが談合があつたと主張する期間内も「仕様書」の内容に大きな変更はなかつた。しかも、高知県の予算額や予定価格は、過去の発注金額等に基づき計算されるものであるから、落札金額と入札書比較価格が近接した数字になるのも当然である。

したがつて、落札合計額、落札回数、落札率は、談合を裏付けるものとはいえない。

- (イ) 原告らは、補助参加人らが、ほぼ交互に落札していると主張するが、詳細に検討すると、数か月連續して落札している場合や落札していない場合も見られるなど、一定の規則性は認められない。
- (ウ) 高陽堂印刷は、輪転機を所有する県外業者を下請けとして使用することで、輪転機を有しない補助参加人らよりも低額の入札金額を可能としている。紙の単価や折り費用の要否等が異なる印刷方法であつて、補助参加人弘文印刷との落札金額を比較する前提を欠く。
- (エ) 補助参加人弘文印刷が「あかるいまち」を本件広報誌と同時に落札しないようになっていたのは、本件広報誌と「あかるいまち」の両方を受注すると、補助参加人弘文印刷の受注能力を超えるためであつて、何ら談合を裏付けるようなものではない。

イ 平成25年1月9日の経緯について

西村が、平成25年1月9日、崎田を訪問した際、談合に参加するよう求めた事実はない。西村の証言は、自身の個人的感情を含め、詳細かつ具体的に証言しているために信用できるのに対して、崎田の証言は、西村が談合に誘った際の具体的な供述を避け、あいまいで、抽象的かつ外形的な証言にとどまり、具体性を欠き、信用できない。また、崎田は、同日以前に、原告から資料をもらつていたと述べており、崎田が自身の体験ではなく、資料からの單なる推測を述べている可能性が高く、その点からも、その証言内容は信用できない。さらに、同日、西村が崎田に交付したとされるメモ（甲17）

以下「本件メモ」という。)について、同日、西村が作成し渡したと認めるに足りる証拠がないばかりか、仮に、本件メモを西村が作成し、崎田に交付したものであったとしても、談合を裏付けるものとはならない。本件メモは、補助参加人弘文印刷が西村謄写堂ら4社を、補助参加人川北印刷が2社を下請けとして使用していたという外形的事実を記載しているにすぎず、「6回」という数字も、補助参加人らが半分くらいの割合で落札していることを説明する記載とも理解できるし、直近6回の落札回数は、補助参加人弘文印刷が2回で7か月分、補助参加人川北印刷が4回で9か月分であるから、上記の「6回」という数字は客観的事実と合致しておらず、本件メモの記載から、談合の事実が裏付けられるものでない。

(4) 補助参加人川北印刷の主張

ア 補助参加人らは談合していない。

(ア) 上記(3)ア(ア)と同様に、補助参加人川北印刷も適正な見積りに基づき入札を行っていたものであり、落札合計額、落札回数、落札率は談合を裏付けるものとはいえない。

(イ) 落札業者が補助参加人らで二分している理由には、部数が33万6000部と多量であること、請負業者が、入稿後、本機、本紙色校正を2度行った上で、1週間で市町村への配布を開始しなければならず、納期が短いこと、印刷物は県内各地の指定場所に納品しなければならないことなどの事情があり、落札経験のない印刷業者には困難であることが考えられる。

(ウ) 上記(3)ア(ウ)と同様に、高知県は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせることを原則として認めておらず(印刷請負契約書7条)、県外業者に下請けに出すことも通常は認めないとの運用をしていた。県外業者に印刷の全部又は大部分を請け負わせることができるようになったのは、高陽堂印刷が県外業者に全部又は大部分を請け負わせることを前提とする落札金額で落札した本件入札43より後である。

平版オフセット印刷機による印刷は、輪転印刷機による印刷よりも人件費がかかること、以前の入札仕様であった古紙100%の再生紙を、その後も仕様が変わっていないと認識して使用し続けていたことなどからして、輪転印刷機による印刷を前提とする金額と比較することは相当ではない。

(エ) 補助参加人川北印刷は、「あかるいまち」と本件広報誌を同時に落札しないようになっていた。これは、「あかるいまち」の印刷業務も16万余部の印刷が必要になり、補助参加人川北印刷の受注能力の限界を超えるためである。

イ 平成25年1月9日の経緯等について

西村が、平成25年1月9日、崎田を談合に誘った事実はなく、その際に、西村が、崎田に対し、本件メモを作成し、交付した事実もない。

仮に、本件メモを作成したのが西村であったとしても、本件メモは談合を裏付けるものではない。西村が、崎田に対し、本件広報誌の下請けを依頼した際に、本件広報誌の印刷業務の下請け関係や補助参加人弘文印刷から下請けする際の報酬等について説明したものにすぎない。下請け関係の情報は、他の印刷業者からも容易に知り得るものである。報酬を明らかにしたのは、高陽堂印刷から下請けさせてもらうために、自分の持つ情報を全て明らかにしようとする交渉姿勢の現れである。西村が、崎田に対し、これらの情報を説明したことには、何ら不自然な点はない。

そして、崎田は、高知県内の公共事業を積極的に受注しようと考えていたため、崎田には、他の印刷業者の談合を告発することで、自ら有利に受注しやすくなるメリットがあるし、補助参加人川北印刷の社員が、本件広報誌の裁断ミスを高陽堂印刷がしたと指摘したことへの意趣返しとして、虚偽を説明している可能性もあるなど、崎田には談合が行われていたと虚偽の証言をする動機がある。

しかも、崎田は、西村から談合を誘われた核心の場面について、証言を拒否し、また、証言をしてもあいまいなものであって、証言態度は不誠実で、証言内容も不明確であり、その証言内容は信用できない。

第3 当裁判所の判断

1 事実認定

前提事実、証拠（各所に記載したもの）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) 本件広報誌の入札を巡る事情

ア 高知県議会は、平成12年10月13日、公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議をし、高知県経済の活性化のために、公共事業の発注に当たってはこれまで以上に県内業者を優先することと県内業者の下請けの活用及び地元産品の優先使用を図ることを求めた（乙1）。

イ 高知県内の印刷業者は、本件入札43がされた当時まで、本件広報誌を印刷できる輪転印刷機（版を巻き付けた円筒とこれを圧しながら回転する円筒との間に普通巻き取り印刷紙を通して連続的に印刷するもの。短時間に大量の印刷をすることができ、新聞、書籍などの印刷に使用する。）を有していなかった（乙4、丙1、崎田証人8頁）。

(2) 本件広報誌の入札条件の変更等

ア 本件入札43に係る入札仕様書等

本件入札43に係る入札仕様書等（以下の日付は本件広報誌平成25年1月号についてのものである。）には、次の記載がある（乙7の4、7の5）。

印刷区分 オフセット印刷4色刷

紙質等 マットR（四六版）55kg

古紙配合（塗工量が両面で30g/m²以下であること）

製本 二つ折り

校正 平成24年12月11日までに本機校正を2回

(印刷業者への入稿は同月10日午前10時30分)

納入期限 平成24年12月17日以降の各市町村の定められた日に、各市町村の定められた場所への配布

また、印刷請負契約書7条には、「請負者は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による高知県の承認を得た場合は、この限りでない。」との記載がある(丁2)。

なお、本件入札1ないし42の入札仕様書等の記載も、本件入札43と大きな違いはない(乙7の1)。

イ 高知県は、平成25年4月8日、高陽堂印刷が、本件広報誌の印刷業務の再委託（下請負）の承認申請をしていなかったことについて、崎田から事情を聴取したところ、崎田は、本件広報誌を初めて受注し、入札後に契約書案を見たため、契約書7条の規定に気付いていなかったこと、従来の落札額よりも大幅に安く落札できたのは、県外業者への再委託を前提として入札価格を積算したからであること、高知における用紙代などは非常に高いため、県外業者に下請けしてもらうことで、低価格での受注が可能になることを説明した（甲11の2）。

ウ 本件入札45に係る入札仕様書等

本件入札45に係る入札仕様書等（以下の日付は本件広報誌平成25年9月号についてのものである。）には、次の記載がある（乙7の1、7の9）。

印刷 オフセット4色刷

紙質 マットR（四六版）55kgの再生紙を使用すること。

再生紙の配合率は問わないが、一定の品質が確保できる紙を使用すること。

製本 二つ折り

校正 入稿日の翌営業日の午後5時までに、本機校正を2回行うこと。

(平成25年8月14日が入稿日)

納入期限 平成25年8月20日以降の各市町村の定められた日に各市町村の定められた場所への配布

また、印刷請負契約書案7条には、「請負者は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による高知県の承認を得た場合は、この限りでない。」との記載がある(乙7の8・13)。

高知県は、要求仕様書に、契約書7条の規定に基づき、県の承認を得た場合に県内外を問わず印刷を下請けに出すことを認めるが、一定の業務については必ず受注者が行うことを明記した。これは、契約書7条の規定の再認識を図り、県内外を問わず印刷を下請けに出すことを認める旨を示すとともに、いわゆる丸投げにならないように、一定の業務は受注者自らが行うこととしたものであった(乙7の1・9)。

(3) 平成25年1月9日の経緯とこれについての崎田の申告内容等

西村は、平成25年1月9日、高陽堂印刷を訪れ、崎田と会った(甲17・1枚目、崎田証人、西村証人)。

崎田は、同年5月30日、高知県の職員に対し、本件広報誌について100%談合が行われていると考えていること、同年1月9日午後1時に自分と親しい談合グループの仲間の経営者が、同月7日に補助参加人らが話し合い、高陽堂印刷も仲間になるよう説得してこいとの依頼を受けて来社したこと、みんなを困らせるのも本意ではないので少し考えさせてほしいと言って同年1月9日午後2時頃に一度帰ってもらったことを話した(甲5、崎田証人3、4頁)。

2 談合が行われていたか否か。

(1) 原告らは、要するに、本件入札1ないし42について、落札率が非常に高率であること、補助参加人らが交互に落札していたこと、補助参加人らの下請けも入札に参加していたが、一度も落札したことがなく、しかも、これらの下請

けが同額の入札金額で入札に参加したことなどと指摘して、本件入札1ないし42につき談合が行われていたと主張する。

(2)ア 本件入札1ないし42の実施期間中、高知県の世帯数の変動に応じて印刷部数の変更があった以外には、入札仕様書の内容を含む入札条件に大きな変更はない（上記1(2)ア）。

また、本件広報誌の印刷業務を枚葉印刷機を使用して行う場合、印刷前の費用、印刷費用、荷造り費用、輸送費用が必要となるが、これらの費用には大きな変動はなく、印刷方法を輪転印刷機を使用する方法に変更するなどしなければ、落札金額が大きく下落することはない（川北証人4、5頁、楠証人4～9、11、12頁）。

さらに、平成12年10月に高知県議会において、公共事業の県内業者への優先的発注等を求める決議をしているところ（上記1(1)ア）、高知県は、平成13年4月から本件広報誌の印刷業務を入札により発注するようになり、その際、事実上、高知県内の業者によって、本件広報誌の印刷業務が行われることを求めていた（弁論の全趣旨）。

これらの事情によれば、本件広報誌の印刷業務に係る入札は、厳しい価格競争が行われにくい状況下で行われていたということができる。

イ そして、補助参加人らの入札金額、落札率等は、別表3に記載のとおりであるところ（前提事実(2)）、本件入札1ないし42の落札率は95.62%から99.60%までであり、入札書比較価格とかなり近い金額で落札されている。

しかし、①上記アで指摘したとおり、本件広報誌の印刷業務に係る入札には、元々厳しい価格競争が行われにくい状況下にあったという制約がある上、②楠証人及び川北証人は、従前から入札に参加していた補助参加人らにおいては、このような状況を熟知し、最低入札価格の機能を果たす入札書比較価格をある程度予測し、できる限り高額で仕事を受注するために、自社の

仕事の受注状況等をも踏まえ、本件広報誌1号分の印刷費用として必要な金額から調整して、入札金額を決めていたと証言するところ、この証言の内容は一定の合理性を有するものであって、その信用性を直ちに否定することはできない。これらの事情に照らせば、入札書比較価格とかなり近い金額で落札されているということから、補助参加人らによる談合が行われていたと推認することはできない。

ウ 原告らは、補助参加人らが上記入札において、ほぼ交互に落札していると主張するが、補助参加人らの一方が数号続けて落札している場合もあるなど、一定の規則性を見出すことは困難であるから、落札者や落札順序から補助参加人らによる談合が行われていたと推認することもできない。

そして、本件入札1ないし42を通してみる限り、本件入札32における美統と本件入札37における池田印刷を除いて、補助参加人ら以外の指名業者が入札書比較価格を下回る金額で入札したことがないが（前提事実(2)ウ）、このことから直ちに補助参加人らが談合をしていたと推認することもできない。

- (3) もっとも、別表3の「備考」欄記載のとおり、西村謄写堂、美統、リープルの3社又はこの3社のうち2社は、本件入札10、同30、同37ないし同39、同41及び同42の7回について、同額の入札金額で入札をしており、とりわけ、同37について、西村謄写堂及び美統が同額の373万0100円で入札をし、同38について、西村謄写堂及び美統が同額の371万8000円で入札し、同39について、西村謄写堂、美統及びリープルが同額の1112万1000円で入札し、同41について、西村謄写堂及び美統が同額の1482万8000円で入札し、同42について、西村謄写堂及び美統が同額の1478万4000円で入札しているところ（前提事実(2)エ、甲3の37～39、41及び42）、このように複数回の入札において、何らの意思の連絡なくして、入札金額が100円単位まで完全に一致するということは通常考え難い

上、本件入札37以降は、本件入札37から同39、同41と同42とほぼ連続して入札金額が一致していること、その一致した金額が入札毎に異なる金額であること(甲3の37～39、41及び42)からすれば、上記の入札金額が一致していたという事実は、西村謄写堂、美統ないしリープルの間において、入札金額について相互に連絡し合っていたことを基礎付ける重要な事実であるということができる。

(4) そして、西村が平成25年1月9日に崎田の下を訪れたことは、上記1(3)のとおりであるところ、崎田は、同日、西村から本件広報誌の印刷業務に係る談合に参加するよう依頼を受けた旨述べ、他方、西村は、これを否定しているので、以下、各人の証言の信用性を検討する。

ア 崎田は、平成25年1月9日より前から原告らの接触を受け、本件広報誌の印刷業に係る入札に関する様々な資料を見せられたとも証言しており(崎田証人18、19、27、28頁)、談合が行われているという先入観をもって、西村との話合いに臨んでいた可能性がある上、同日の話合いの内容や経緯について、法廷で、明確かつ詳細に説明することを拒むなどしており(崎田証人26頁)、その証言を信用するには慎重な評価が必要である。

しかし、崎田は、高知県職員に対して、西村が、補助参加人らの依頼を受けて、高陽堂印刷を訪問し、談合の仲間になるよう申し入れたと申告し(上記1(3))、同様の証言を法廷においても行っており、この点についてはその証言は一貫していること、西村証人が記載した宣誓書の「西」の字と甲17①のメモの「西」の字を対照すると、上記メモは西村が作成したものと認められること、このメモには、補助参加人弘文印刷すなわち「弘」を筆頭に、西村謄写堂を意味する「西」、高知印刷を意味する「高」、共和印刷を意味する「共」及び美統を意味する「美」の文字が記載されており、補助参加人川北印刷すなわち「川」を筆頭に、池田印刷を意味する「池」及びリープルを意味する「(リープル)」との記載があり、前記前提事実(2)ウのとおり、この

記載内容が補助参加人らの下請関係の内容を正確に反映しており、高陽堂印刷に談合に加わるように働きかけるための説明のために、西村が上記のメモを作成したと考えることに矛盾はないこと、平成24年9月27日を入札日とする本件入札43において、高陽堂印刷が646万8000円というそれまでの入札と比較して相当低額の価格で落札したことから、それまで入札に参加していた補助参加人らやその下請けをしていた西村謄写堂を初めとする印刷業者としては、高陽堂印刷のみが落札することになる状況を防止する必要に迫られており、仮にそれまで談合が行われていたとすれば、崎田に対し、談合の仲間に入るよう働きかけるといった行動に出ることは不自然ではないことからすれば、補助参加人らの意向を受けた西村謄写堂すなわち西村が、崎田に対し、談合の仲間に入るよう誘ってきたとする崎田の証言を直ちに排斥することができるような状況にはない。

イ 他方、西村は、平成25年1月9日の話合いの内容について、本件入札43で補助参加人弘文印刷が落札せず、高陽堂印刷が落札したことから、どれぐらいの金額、どういう形かは分からぬが、補助参加人弘文印刷から下請けできない分の穴埋めとして、高陽堂印刷から下請けをさせてもらおうと考え、自らの意思で高陽堂印刷を訪れたと証言するとともに（西村証人3、14、16、17頁）、補助参加人弘文印刷が本件広報誌を落札した場合、どれぐらいの金額で下請けをしていたか、西村謄写堂以外にどの印刷会社が下請けをしていたかなど、自分の知り得る話を全て話したなどと証言する（西村証人22、23頁）。

しかし、高陽堂印刷の本件入札43における落札金額に照らすと、本件広報誌を印刷できる輪転印刷機を有しない西村謄写堂が下請けをしたとしても、利益の出る金額での下請けは困難と考えられるところ、これまで本件広報誌の印刷業務の入札に参加するとともに、補助参加人弘文印刷の下請けをしてきた西村謄写堂の役員たる西村がこのような状況を認識できなかつた

とは考え難く、そのような利益も出ない下請けの依頼をしに行くこと 자체が不合理であること、また、西村は、この下請けの話について、従前の補助参加人弘文印刷からの下請金額も崎田に説明した上で、下請依頼の話をしたところ、崎田から、「性に合わん」と言われて断られたと証言するが（西村証人23、24頁）、金額の点で折り合えないという理由で断られたというのであればまだしも、敢えて「性に合わん」と言われて断ったということは不自然である。

- (5) 上記(3)のとおり、本件入札37以降、本件入札37から同39まで、同41、同42とほぼ連続して入札金額が一致し、その一致した金額も入札毎に異なる金額となっており、この事実は、西村謄写堂、美統ないしリープルの間において、入札金額について相互に連絡し合っていたとの事実を推認させるものであること、しかし、補助参加人らは上記の金額の一致につき合理的な説明をしていないこと、このことは、本件入札42の後に行われた本件広報誌平成24年9月号から同年12月号の印刷業務における入札の1回目において、補助参加人弘文印刷と西村謄写堂が同額で入札していたことについても同様であること、前記前提事実(2)ウのとおり、西村謄写堂及び美統は、補助参加人弘文印刷の本件広報誌の印刷業務に係る下請業者であり、リープルは、補助参加人川北印刷の同業務に係る下請業者であったところ、上記入札及び本件入札37ないし42における落札業者は補助参加人らのいずれかであったこと、ところが、本件入札43において、高陽堂印刷が646万8000円というそれまでの入札と比較して相当低額の価格で落札したことから、それまで入札に参加していた補助参加人らや西村謄写堂を初めとする印刷業者としては、高陽堂印刷のみが落札することになる状況を防止する必要に迫られており、仮にそれまで談合が行われていたとすれば、崎田に対し、談合の仲間に入るよう働きかけるといった行動に出ることは不自然ではないこと、西村が崎田の下を訪れたのは本件入札43の結果が判明し、次回の入札（本件入札44）の前という時期である

こと、崎田及び西村の証言内容を対比すると、西村が崎田を訪問する理由として、西村が下請けの仕事をもらいに行つたということ自体に疑問を感じざるを得ないのでに対し、補助参加人らの意向を受けた西村謄写堂すなわち西村が、崎田に対し、談合の仲間に入るように誘つてきたとする崎田の証言を直ちに排斥することができるような状況ではなく、西村は、補助参加人らの意向を受けて、崎田に対し、談合に加わるよう働きかけたとみるのが自然であること、これらの諸事情を指摘することができる。これらの諸事情を総合すれば、少なくとも、本件入札37ないし42については、落札業者や落札金額について、補助参加人ら及びその下請業者による意思の連絡（談合）が行われており、その談合に基づき落札されたものと推認することができ、この推認を覆すに足りる証拠はない。

上記の判断は、入札金額の算出方法に大きな違いがないことや、西村が、西村謄写堂においては紙代、印刷代、発送代等を計算して、前回、前々回の入札金額と比較して、入札金額を決めていたと証言していること（西村証人18頁）によって、左右されるものでもない。

- (6) これに対し、本件入札1ないし36については、補助参加人ら及びその下請業者による意思の連絡（談合）が行われていたと認めることまではできない。なぜなら、本件入札10において株式会社飛鳥、美統とリープルの、本件入札30について美統とリープルの入札金額が同額であるとの事実は認められるものの、偶然の一一致である可能性を排除することができない上、前記(2)の各事情もその推認力が強くないこと、補助参加人の一方が高知市広報である「あかるいまち」の印刷業務を落札すれば、その補助参加人は受注能力の点から本件広報誌の印刷業務の落札を回避する必要があるところ、他の補助参加人と連絡を取り合わなくとも、本件広報誌を落札しないようにすることができる（丙2、丁7、弁論の全趣旨）、崎田証人もいつから談合が行われていたかについて証言していないことに照らせば、本件入札1ないし36について談合が

行われていたのかについては合理的な疑いが残るからである。

3 損害額について

上記のとおり、本件入札37ないし42については、補助参加人らによる談合が行われていたと推認されるところ、これにより高知県は、談合が行われず、入札参加業者間の自由競争によって落札業者が決定されていた場合に形成されたであろう落札価格（以下「想定落札価格」という。）を前提とした契約金額と現実の法律上の落札価格との差額相当額の損害を被ったものと推認される。

もっとも、想定落札価格は、談合が行われた結果、現実には形成されなかつた価格であり、当該印刷業務の内容や入札参加業者の受注意欲、経営状況、入札当時の経済情勢等の多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるものであることからして、上記損害の額を立証することは、損害の性質上極めて困難であるということができる。そこで、民事訴訟法248条に基づき、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定すべきところ、上記の補助参加人らは、本件広報誌を印刷できる輪転印刷機を有していないから、輪転印刷機による印刷を前提とする金額と比較して、相当な損害額を認定することはできない。そして、談合が行われていたとは認めるに足りない本件入札1ないし36の落札率は95.95%から99.60%であること、本件広報誌の印刷業務に係る入札は、厳しい価格競争が行われにくい状況にあり、落札率が高くなる傾向にあることなどを踏まえると、想定落札金額と実際の落札金額の差額として高知県に与えた損害は、本件入札37ないし42の法律上の落札価格の3%をもって相当と認める。そうすると、高知県が被った損害額は、別表1及び別表2の「損害額」のとおり、補助参加人川北印刷につき合計96万3163円、補助参加人弘文印刷につき合計75万5050円となる。

4 以上によれば、高知県は、少なくとも、補助参加人川北印刷に対して合計96万3163円及び別表1の「損害額」欄に記載された各金員に対する同欄に対応する「支払日」の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金、

並びに、補助参加人弘文印刷に対して合計 75万5050円及び別表2の「損害額」欄に記載された各金員に対する同欄に対応する「支払日」の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払請求権を有している。しかるに、被告は上記請求権を行使しておらず、その行使を違法に怠っているといわざるを得ない。

5 よって、原告らの請求は、主文第1項及び第2項の限度で理由があるからこれらを認容し、その余は理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

高知地方裁判所民事部

裁判長裁判官 石丸将利

裁判官 名島亨卓

裁判官 高橋憲太

当事者等目録

高知市

原 告

高知市

原 告

高知市

原 告

高知市丸ノ内一丁目2番20号

被 告

訴訟代理人弁護士

指 定 代 理 人

高知県知事	直 晴
尾崎 正敏	弘子
下元 昌智	二郎
次田 智尚	晃二
小溝 谷尚	砂郎
小川 澤智	紀
中村 尚範	文
中平 田憲	憲之
中角 山尚	尚
中山 岡浩	卓一
河山 中一	
吉永 浩	

高知市与力町5番16号

被 告補 助 參 加 人

弘文印刷株式会社

(以下「補助参加人弘文印刷」という。)

代表者代表取締役 楠 淳一

訴訟代理人弁護士 中 内 功

高知県南国市大塙甲1725番地10

被告補助参加人 川北印刷株式会社

(以下「補助参加人川北印刷」という。)

代表者代表取締役 川 北 恭 弘

訴訟代理人弁護士 金 子 努

補助参加人川北印刷入札一覧表

別表1

番号	入札日	損害率	入札額 円	支払日	損害賠償金	損害額
1	平成19年4月13日	21%	3,291,695	平成19年6月15日	691,256	
2	平成19年5月15日	21%	3,286,942	平成19年7月12日	690,258	
4	平成19年7月3日	21%	3,286,942	平成19年8月31日	690,258	
5	平成19年8月3日	21%	3,283,553	平成19年10月4日	689,546	
8	平成19年12月6日	21%	3,258,805	平成20年1月25日	684,349	
9	平成19年12月26日	21%	3,267,455	平成20年3月5日	686,166	
12	平成20年4月10日	21%	3,346,200	平成20年6月5日	702,702	
13	平成20年5月13日	21%	3,346,410	平成20年7月3日	702,746	
15	平成20年7月2日	21%	3,345,417	平成20年9月5日	702,538	
16	平成20年7月31日	21%	3,352,155	平成20年10月2日	703,953	
19	平成20年11月4日	21%	3,352,155	平成20年12月25日	703,953	
20	平成20年12月1日	21%	3,352,155	平成21年2月4日	703,953	
25	平成21年5月11日	21%	3,331,536	平成21年6月30日	699,623	
26	平成21年6月5日	21%	3,331,536	平成21年7月31日	699,623	
29	平成21年11月11日	21%	9,893,488	平成22年2月10日	2,077,632	
30	平成22年2月3日	21%	3,365,256	平成22年3月11日	706,704	
33	平成22年5月10日	21%	3,392,202	平成22年6月14日	712,362	
34	平成22年6月8日	21%	10,113,732	平成22年9月15日	2,123,883	
37	平成23年4月6日	21%	3,384,218	平成23年5月25日	710,686	106,603
38	平成23年5月10日	21%	3,373,240	平成23年6月27日	708,380	106,257
39	平成23年6月6日	21%	10,069,560	平成23年9月26日	2,114,607	317,191
41	平成23年11月16日	21%	13,749,600	平成24年4月13日	2,887,416	433,112
合 計				21,792,594	963,163	

補助参加人弘文印刷入札一覧表

別表2

番号	入札日	損害率	入札額 円	支払日	損害賠償金	損害額
3	平成19年6月8日	21%	3,283,553	平成19年8月1日	689,546	
6	平成19年9月28日	21%	3,243,360	平成19年11月30日	681,106	
7	平成19年10月31日	21%	3,260,252	平成20年1月4日	684,653	
10	平成20年2月4日	21%	3,259,740	平成20年4月4日	684,545	
11	平成20年2月28日	21%	3,265,080	平成20年4月18日	685,667	
14	平成20年6月3日	21%	3,331,941	平成20年8月6日	699,708	
17	平成20年9月3日	21%	3,331,941	平成20年10月31日	699,708	
18	平成20年10月1日	21%	3,331,941	平成20年12月3日	699,708	
21	平成20年12月24日	21%	3,330,952	平成21年3月5日	699,500	
22	平成21年2月3日	21%	3,330,952	平成21年4月1日	699,500	
23	平成21年3月4日	21%	3,349,548	平成21年4月17日	703,405	
24	平成21年4月9日	21%	3,335,897	平成21年5月29日	700,538	
27	平成21年7月3日	21%	3,334,908	平成21年8月17日	700,331	
28	平成21年8月5日	21%	10,116,000	平成21年11月13日	2,124,360	
31	平成22年3月9日	21%	3,355,140	平成22年4月14日	704,579	
32	平成22年4月8日	21%	3,387,396	平成22年5月21日	711,353	
35	平成22年8月31日	21%	10,129,320	平成22年12月15日	2,127,157	
36	平成22年11月26日	21%	13,438,532	平成23年4月12日	2,822,091	
40	平成23年8月29日	21%	10,059,450	平成23年12月14日	2,112,484	316,873
42	平成24年4月10日	21%	13,910,400	平成24年8月10日	2,921,184	438,178
				合 計	22,551,123	755,050

入札金額等一覧表

別表3

番号	入札に付したもの	入札 号数	入札日	参加人 弘文印刷 入札金額	参加人 川北印刷 入札金額	予定価格	入札書 比較価格	落札率	1号分の 落札金額	備考
1	平成19年5月号	1	平成19年4月13日	3,359,565	3,291,885	3,498,600	3,332,000	98.79%	3,291,695	
2	平成19年6月号	1	平成19年5月15日	3,320,828	3,286,942	3,498,500	3,330,000	98.71%	3,286,942	
3	平成19年7月号	1	平成19年6月8日	3,283,553	3,286,942	3,496,500	3,330,000	98.61%	3,283,553	
4	平成19年8月号	1	平成19年7月3日	3,303,885	3,286,942	3,465,000	3,300,000	99.60%	3,286,942	
5	平成19年9月号	1	平成19年8月3日	3,303,885	3,283,553	3,465,000	3,300,000	99.50%	3,283,553	
6	平成19年11月号	1	平成19年9月28日	3,243,380	3,273,786	3,484,950	3,318,000	97.72%	3,243,380	
7	平成19年12月号	1	平成19年10月31日	3,260,252	3,277,145	3,465,000	3,300,000	98.80%	3,260,252	
8	平成20年1月号	1	平成19年12月6日	3,343,230	3,258,805	3,451,350	3,287,000	99.14%	3,258,805	
9	平成20年2月号	1	平成19年12月26日	3,334,815	3,267,445	3,446,100	3,282,000	99.56%	3,267,445	
10	平成20年3月号	1	平成20年2月4日	3,259,740	3,286,475	3,444,000	3,280,000	99.38%	3,259,740	株式会社飛鳥、美統とリーブル が370万4250円で入札。
11	平成20年4月号	1	平成20年2月28日	3,265,080	3,278,600	3,454,500	3,290,000	99.24%	3,285,080	
12	平成20年5月号	1	平成20年4月10日	3,447,800	3,346,200	3,601,500	3,430,000	97.56%	3,346,200	
13	平成20年6月号	1	平成20年5月13日	3,471,100	3,346,410	3,591,000	3,420,000	97.85%	3,346,410	
14	平成20年7月号	1	平成20年6月3日	3,331,941	3,345,417	3,570,000	3,400,000	98.00%	3,331,941	
15	平成20年8月号	1	平成20年7月2日	3,365,631	3,345,417	3,590,000	3,410,047	97.85%	3,345,417	
16	平成20年9月号	1	平成20年7月31日	3,389,000	3,352,155	3,570,000	3,400,000	98.59%	3,352,155	
17	平成20年10月号	1	平成20年9月3日	3,331,941	3,352,155	3,570,000	3,400,000	98.00%	3,331,941	
18	平成20年11月号	1	平成20年10月1日	3,331,941	3,352,155	3,570,000	3,400,000	98.00%	3,331,941	
19	平成20年12月号	1	平成20年11月4日	3,672,210	3,352,155	3,570,000	3,400,000	98.59%	3,352,155	
20	平成21年1月号	1	平成20年12月1日	3,571,140	3,352,155	3,591,000	3,420,000	98.02%	3,352,155	
21	平成21年2月号	1	平成20年12月24日	3,330,852	3,351,160	3,601,500	3,430,000	97.11%	3,330,952	
22	平成21年3月号	1	平成21年2月3日	3,330,852	3,351,160	3,570,000	3,400,000	97.97%	3,330,952	
23	平成21年4月号	1	平成21年3月4日	3,349,548	3,356,274	3,570,000	3,400,000	98.52%	3,349,548	
24	平成21年5月号	1	平成21年4月9日	3,335,897	3,366,254	3,641,400	3,468,000	96.19%	3,335,897	
25	平成21年6月号	1	平成21年5月11日	3,358,512	3,331,536	3,645,800	3,472,000	95.95%	3,331,536	
26	平成21年7月号	1	平成21年6月5日	3,358,512	3,331,536	3,645,800	3,472,000	95.95%	3,331,536	
27	平成21年8月号	1	平成21年7月3日	3,334,908	3,345,024	3,644,550	3,471,000	96.08%	3,334,908	
28	平成21年9月号～	3	平成21年8月5日	10,116,000	10,217,160	10,933,850	10,413,000	97.15%	3,372,000	
29	平成21年12月号～	3	平成21年11月11日	10,116,000	9,893,488	10,826,000	10,120,000	97.76%	3,297,823	
30	平成22年3月号	1	平成22年2月3日	3,372,000	3,365,256	3,643,500	3,470,000	96.98%	3,365,256	リーブルと美統が、357万432 0円で入札。

番号	入札に付したもの	入札 号数	入札日	参加人 弘文印刷 入札金額	参加人 川北印刷 入札金額	予定価格	入札書 比較価格	落札率	1号分の 落札金額	備考
31	平成22年4月号	1	平成22年3月9日	3,355,140	3,372,000	3,643,500	3,470,000	96.69%	3,355,140	
32	平成22年5月号	1	平成22年4月8日	3,387,396	3,441,812	3,873,950	3,498,000	96.81%	3,387,396	
33	平成22年6月号	1	平成22年5月10日	3,399,000	3,392,292	3,677,100	3,502,000	96.86%	3,392,292	
34	平成22年7月号～	3	平成22年6月8日	10,134,000	10,113,732	11,023,740	10,498,800	96.33%	3,371,244	
35	平成22年10月号～	3	平成22年8月31日	10,129,320	10,139,490	11,028,150	10,503,000	96.44%	3,376,440	
36	平成23年1月号～	4	平成22年11月26日	13,438,532	13,520,060	14,688,500	13,980,000	96.06%	3,358,633	
37	平成23年5月号	1	平成23年4月6日	3,391,000	3,384,218	3,676,050	3,501,000	96.66%	3,384,218	2位は池田印刷。弘文印刷は3位。西村謄写堂と美統が373万0100円で入札。
38	平成23年6月号	1	平成23年5月10日	3,413,800	3,373,240	3,684,500	3,490,000	96.65%	3,373,240	西村謄写堂と美統が371万800円で入札。
39	平成23年7月号～	3	平成23年6月6日	10,110,000	10,069,560	11,046,000	10,520,000	95.72%	3,356,520	西村謄写堂、美統とリープルが1112万1000円で入札。
40	平成23年10月号～	3	平成23年8月29日	10,059,450	10,069,560	11,046,000	10,520,000	95.82%	3,353,150	
41	平成24年1月号～	4	平成23年11月16日	13,924,840	13,749,600	14,840,700	14,134,000	97.28%	3,437,400	西村謄写堂と美統が1482万8000円で入札。
42	平成24年5月号～	4	平成24年4月10日	13,910,400	14,515,200	14,894,250	14,185,000	98.06%	3,477,600	西村謄写堂と美統が1478万4000円で入札。
43	平成25年1月号～	4	平成24年9月27日	13,843,200	13,910,400	14,894,250	14,185,000	45.60%	1,617,000	高陽堂印刷が646万8000円で落札。
44	平成25年5月号～	4	平成25年4月9日	13,413,120	11,155,200	14,700,000	14,000,000	67.84%	2,374,500	高陽堂印刷が949万8000円で落札。
45	平成25年9月号～	4	平成25年8月8日	参加せず	9,000,000	14,700,000	14,000,000	42.52%	1,488,250	高陽堂印刷が595万3000円で落札。一般競争入札。
46	平成26年1月号～	4	平成25年12月5日	参加せず	参加せず	8,032,500	7,650,000	94.18%	1,776,250	高陽堂印刷が710万5000円で落札。一般競争入札。
47	平成26年5月号～	4	平成26年4月8日	参加せず	6,300,000	7,847,280	7,266,000	86.71%	1,575,000	高陽堂印刷が746万8000円で入札。一般競争入札。
48	平成26年9月号～	2	平成26年8月7日	参加せず	3,240,000	3,920,400	3,630,000	82.31%	1,494,000	高陽堂印刷が298万8000円で落札。一般競争入札。

これは正本である。

平成 27 年 3 月 27

高知地方裁判所

裁判所書記官 傍士和人

入札記録

- 1 入札に付した物品 厚生省より「さんSUN高知」平成23年5月号
- 2 入札区分 指名競争入札
- 3 入札場所 会計管理局作業室（厚生棟2階）
- 4 入札担当者 氏原 明子
- 5 立会者 安光 章
- 6 入札日時 平成23年4月6日 10時00分
- 7 予定価格（税込） ¥3,676,050
- 8 入札書比較価格（税抜） ¥3,501,000
- 9 落札者及びその金額
 (1) 落札者 川北印刷株式会社
 (2) 落札金額 ¥3,553,428

10 業者別入札金額表

業者名	第1回金額	第2回金額	第3回金額	備考
川北印刷株式会社	3,384,218			落札
池田印刷株式会社	3,387,609			
弘文印刷株式会社	3,391,000			
有限会社西村謄写堂	3,730,100			
株式会社美統	3,730,100			
有限会社片岡印刷所	3,990,000			
あらゆる印刷共和印刷株式会社	5,595,150			

備考 当該金額に5%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格（=落札価格）である。

入札記録

- 1 入札に付した物品 県政だより「さんSUN高知」平成23年6月号
- 2 入札区分 指名競争入札
- 3 入札場所 会計管理局作業室（厚生棟2階）
- 4 入札担当者 田所 佑一
- 5 立会者 安光 章
- 6 入札日時 平成23年5月10日 13時30分
- 7 予定価格（税込） ¥3,664,500
- 8 入札書比較価格（税抜） ¥3,490,000
- 9 落札者及びその金額
 (1) 落札者 川北印刷株式会社
 (2) 落札金額 ¥3,541,902

10 業者別入札金額表

業者名	第1回金額	第2回金額	第3回金額	備考
川北印刷株式会社	3,373,240			落札
弘文印刷株式会社	3,413,800			
有限会社西村謄写堂	3,718,000			
株式会社美統	3,718,000			
池田印刷株式会社	3,853,200			
株式会社リーブル	3,887,000			
有限会社片岡印刷所	3,980,000			
本山印刷株式会社	4,056,000			

備考 当該金額に5%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格（=落札価格）である。

入札記録

- 1 入札に付した物品 県政だより「さんSUN高知」平成23年7月号 他2件
- 2 入札区分 指名競争入札
- 3 入札場所 会計管理局作業室（厚生棟2階）
- 4 入札担当者 田所 佑一
- 5 立会者 安光 章
- 6 入札日時 平成23年6月6日 10時00分
- 7 予定価格（税込） ¥11,046,000
- 8 入札書比較価格（税抜） ¥10,520,000
- 9 落札者及びその金額
 (1) 落札者 川北印刷株式会社
 (2) 落札金額 ¥10,573,038

10 業者別入札金額表

業者名	第1回金額	第2回金額	第3回金額	備考
川北印刷株式会社	10,069,560			落札
弘文印刷株式会社	10,110,000			
有限会社西村賛写堂	11,121,000			
株式会社美統	11,121,000			
株式会社リーブル	11,121,000			
池田印刷株式会社	11,474,850			
有限会社片岡印刷所	11,850,000			
有限会社土佐タイプ	辞退			

備考 当該金額に5%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格（=落札価格）である。

入札記録

- 1 入札に付した物品 県政だより「さんSUN高知」平成23年10月号 他2件
- 2 入札区分 指名競争入札
- 3 入札場所 会計管理局作業室（厚生棟2階）
- 4 入札担当者 田所 佑一
- 5 立会者 安光 章
- 6 入札日時 平成23年8月29日 11時00分
- 7 予定価格（税込） ¥11,046,000
- 8 入札書比較価格（税抜） ¥10,520,000
- 9 落札者及びその金額
 (1) 落札者 弘文印刷株式会社
 (2) 落札金額 ¥10,562,422

10 業者別入札金額表

業者名	第1回金額	第2回金額	第3回金額	備考
弘文印刷株式会社	10,059,450			落札
川北印刷株式会社	10,069,560			
株式会社美統	11,121,000			
有限会社西村謄写堂	11,222,100			
池田印刷株式会社	11,424,300			
株式会社リーブル	11,626,500			
有限会社片岡印刷所	11,850,000			
あらゆる印刷共和印刷株式会社	辞退			

備考：当該金額に5%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格（=落札価格）である。

入札記録

- 1 入札に付した物品 県政だより「さんSUN高知」平成24年1月号 他3件
- 2 入札区分 指名競争入札
- 3 入札場所 会計管理局作業室（厚生棟2階）
- 4 入札担当者 田所 佑一
- 5 立会者 安光 章
- 6 入札日時 平成23年11月16日 10時30分
- 7 予定価格（税込） ¥14,840,700
- 8 入札書比較価格（税抜） ¥14,134,000
- 9 落札者及びその金額
 (1) 落札者 川北印刷株式会社
 (2) 落札金額 ¥14,437,080

10 業者別入札金額表

業者名	第1回金額	第2回金額	第3回金額	備考
川北印刷株式会社	13,749,600			落札
弘文印刷株式会社	13,924,840			
有限会社西村謄写堂	14,828,000			
株式会社美統	14,828,000			
池田印刷株式会社	15,259,360			
有限会社三宮印刷	15,280,000			
株式会社リーブル	15,502,000			
有限会社片岡印刷所	15,800,000			
あらゆる印刷共和印刷株式会社	19,815,600			
株式会社高知新聞総合印刷	20,220,000			
有限会社近森謄写堂	辞退			
本山印刷株式会社	辞退			

備考：当該金額に5%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格（=落札価格）である。

入札記録

- 1 入札に付した物品 県政だより「さんSUN高知」、平成24年5月号 他3件
- 2 入札区分 指名競争入札
- 3 入札場所 会計管理局作業室（厚生棟2階）
- 4 入札担当者 氏原 明子
- 5 立会者 安光 章
- 6 入札日時 平成24年4月10日 10時00分
- 7 予定価格（税込） ¥14,894,250
- 8 入札書比較価格（税抜） ¥14,185,000
- 9 落札者及びその金額
 (1) 落札者 弘文印刷株式会社
 (2) 落札金額 ¥14,605,920

10 業者別入札金額表

業者名	第1回金額	第2回金額	第3回金額	備考
弘文印刷株式会社	13,910,400	14,347,7600		落札
川北印刷株式会社	14,515,200			
有限会社三宮印刷	14,680,000			
株式会社美統	14,784,000			
有限会社西村謄写堂	14,784,000			
株式会社リーブル	15,052,800			
池田印刷株式会社	15,254,400			
有限会社片岡印刷所	16,000,000			
有限会社近森謄写堂	辞退			

備考：当該金額に5%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格（=落札価格）である。

甲3-42